

■■■ 元気なうちに整える ■■■

# ゆるい しゅうかつしんぶん 終活新聞

2024年(令和6年)4月

## 第53号

終活は人生が終わることへの準備だけでなく、人生をよりよく生きること。選択肢を知り、主体的に生きること。わかりやすい終活情報発信メディア。

### 「納税の春」はチャンス!? 資産の確認や棚卸しは終活の一步!

春…3月15日まで確定申告、新生活準備、大型連休と大きなお金が動く時期です。4月に入り“固定資産税納税通知書”が届きました。ということは”自動車税”“軽自動車税”の納付書もそろそろやってくる「納税の春」の時期です。税金のスケジュール確認と事前の準備と心積もりが重要になってきます。また、6月は住民税切り替えの時期にもなるため、住民税が高くなる方もいるでしょう。

固定資産税納税通知書に同封される「固定資産税(土地・家屋)課税明細書」から資産(不動産)を確認することができます。終活の一步として、資産把握や棚卸しをおすすめしております。課税明細書には、所有している土地建物がどこにあるか把握できる機会になります。納税通知書が来たら終活のチャンス! と思って課税明細書を見てください。税金に関係する土地の価額には、「固定資産税評価額」と「相続税評価額」があり、混同しないよう注意が必要です。そして課税明細書からざっくりと相続税や贈与税を計算することができます。土地(宅地)の評価方法は、「路線価方式」、「倍率方式」に分けられ、建物の相続税評価額は、「固定資産税評価額と同額」になります。難しくなりましたが、終活の一步として、資産の把握ができない方(特に親の土地建物の資産が見えない方)は、この機会に「固定資産税どのくらい? 郵送きた?」と確認してみる、情報を共有してみるのはいかがでしょうか? ちなみに、亡くなられて実際に相続する場合は、“固定資産評価証明書”を取得するようになるでしょう。

- ▶▶ 4月 固定資産税(第1期)  
都市計画税(第1期)



※自治体によって5月または6月の場合あり

- ▶▶ 5月 自動車税の納付  
軽自動車税の納付



※自治体によって5月または6月の場合あり

- ▶▶ 6月 住民税普通徴収(第1期)

※4月5月6月の給料で、社会保険料(健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料)が高くなる場合も。(税金(所得税)ではありません)

#### 固定資産税がかからない土地は、 課税明細書に記載されていません!

(課税標準額30万円未満、公的な性質の土地、私道など)

#### 「住民税決定通知書」とは?

=市町村民税・道府県民税 税額決定納税通知書  
納税者の前年1年間の収入をもとに住民税を知らせる書類。納税額や納税期限だけでなく根拠となる所得額や控除額なども細かく記載。ふるさと納税は税額控除や住宅ローン控除(所得税から控除しきれなかったもの)も確認できます。



### □ 土地建物(資産)の一覧を書き出し、家族と共有しましょう

#### Wish List

夢や希望、  
ウィッシュリストを  
書いてみよう!

丸亀市マルタスビル  
終活ノート分室むらなみ



2024年(R6)4月からの「相続登記の申請義務化」が話題になっています。この機会に不動産登記関係はできているか? こちらも確認してみてください。今年は税制改革の年で、相続時精算課税制度・暦年課税の相続税加算期間・一括贈与の非課税期間など変更になっていますよ! 6月のイベントに向けて、“夢や希望、ウィッシュリスト(Wish List)を書いてみよう! 皆さんにWish Listを書いてもらっています。丸亀市マルタスの壁にたくさん貼りたいです♪ 気になる方は、SNS、イベント等チェックしてみてください。



終活ノートSNS